

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成27年11月12日

【会社名】 株式会社幸楽苑ホールディングス
(旧会社名 株式会社幸楽苑)

【英訳名】 KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION
(旧英訳名 KOURAKUEN CORPORATION)
(注) 平成27年6月18日開催の定時株主総会の決議により、平成
27年7月1日をもって当社商号を「株式会社幸楽苑」から
「株式会社幸楽苑ホールディングス」へ変更致しました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼海外事業本部長 新井田 傳

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長兼海外事業本部長新井田博は、当社の第46期第2四半期（自平成27年7月1日至平成27年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。